

介護保険法に基づく 保健福祉事業の実施について

保健福祉事業とは

- ▶ 介護保険法第115条の49第1項
- ▶ 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等サービスのための費用に掛かる資金の貸付けその他必要な事業を行うことができる。



介護保険制度の基準以上に上乗せし市町村が独自給付するサービス

保健福祉事業開始の手続きについて

- ▶ ①富里市介護保険条例の改正
 - ⇒ 3月議会にて富里市介護保険条例の一部を改正する条例について議案を上程予定
- ▶ ②令和6年度介護保険特別会計予算に計上
 - ⇒ 第1号保険料が財源

令和6年度保健福祉事業

- ▶ 要介護者を介護する方のための支援や、被保険者が要介護状態等となることを予防するため、保健福祉事業にて事業を実施いたします。

参考

- 要介護者を介護する人を支援する事業
⇒ 介護者教室・家族リフレッシュ事業等
- 被保険者が要介護状態になることを予防する事業
⇒ 介護予防教室・身体機能訓練等